



(名称)	
<b>第六条</b> 機構は、その名称中に農水産業協同組合貯金保険機構という文字を用いなければならない。	2 機構でない者は、その名称中に農水産業協同組合貯金保険機構という文字を用いてはならない。
<b>第七条</b> 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。
<b>第八条</b> 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律	3 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。
<b>第九条</b> 法律(平成十八年法律第四十号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。	4 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
<b>第十条</b> 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。	5 機構は、登記の後でなければならない。
<b>第十一条</b> 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。	6 機構は、登記の後でなければならない。
<b>第十二条</b> 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。	7 機構は、登記の後でなければならない。
<b>第十三条</b> 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。	8 機構は、登記の後でなければならない。
<b>第十四条</b> 機構に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。	9 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第十五条</b> 次章から第五章まで及び第七章から第八章までに規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。	10 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第十六条</b> 委員会は、委員七人以内並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。	11 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第十七条</b> 委員会は、あらかじめ、委員及び機構の理事のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。	12 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第十八条</b> 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任命する。	13 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第十九条</b> 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、主務大臣の任命	14 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第二十条</b> 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。	15 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第二十一条</b> 委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び機構の理事のうち四人以上が出席しない場合は、会議を開き、議決をすることができない。	16 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第二十二条</b> 委員は、その職務上知ることのできる秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。	17 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第二十三条</b> 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	18 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第二十四条</b> 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。	19 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第二十五条</b> 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。	20 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第二十六条</b> 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。	21 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第二十七条</b> 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。	22 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第二十八条</b> 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。	23 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第二十九条</b> 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十九条各号の一に該当するに至つたときは、その他の役員を解任しなければならない。	24 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第三十条</b> 役員は、常利を目的とする団体の役員となり、又は自ら常利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	25 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第三十一条</b> 役員は、常利を目的とする団体の役員となり、又は自ら常利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	26 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第三十二条</b> 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。	27 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第三十三条</b> 第二十二条及び第一十三条の規定は、役員及び職員について準用する。	28 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第三十四条</b> 機構の職員は、理事会の範囲内、次の業務を行ふ。	29 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第三十五条</b> 第二十二条及び第一十三条の規定は、役員及び職員について準用する。	30 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第三十六条</b> 第二章第二節の規定による保険料の収納は、次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払	31 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第三十七条</b> 第四章の規定による賃金等債権の買取り	32 機構は、設立の登記をすることにより成立する。
<b>第三十八条</b> 第五章の規定による協定債権回収会社に対する出資その他の同様の規定による業務	33 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

七 第八十六条第一項の規定による管理人又は管理人代理の業務  
八 第七章の規定による優先出資の引受け等その他の同章の規定による業務  
九 第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務  
十 第百十一条又は第一百十二条において準用する第六十九条の三の規定による資金の貸付け及び第一百十二条の一の規定による資産の買取り  
十一 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他のこれらの規定による業務  
十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務  
(業務の委託)

第三十五条 機構は、主務大臣の認可を受けて、農水産業協同組合その他の金融機関又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百一十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。)に対し、その業務の一部を委託することができるのである。

農水産業協同組合その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

前項の規定により報告又は資料の提出を求められた農水産業協同組合は、遅滞なく、報告又是資料の提出をしなければならない。(報告又は資料の提出の請求等)

第三十八条 機構は、その業務を行なうため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

前項の規定により報告又は資料の提出を求めることができる。

第三十九条 機構は、その業務を行なうため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第四十条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、その事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。(業務方法書)

第四十一条 機構は、一般勘定(前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)について、主務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。(責任準備金の積立て)

第四十二条 機構は、第四十条の二第一号に掲げる業務を行なうため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫その他金融機関(日本銀行を除く。)その他政令で定める者から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。

機構は、前項に規定する業務を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認められるときは、主務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。

機構は、前項の規定による借入金の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第十九号)第四十三条第一項の規定にかかるままで、機構に対し、第二項の資金の貸付けを設けて整理しなければならない。

第三十四条 各号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。)

第四十三条の二 機構の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条各号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。)

二 第七十四条に規定する業務(第一百十二条の二第一項による資産の買取りに係るものに限る)、第一百一条第一項(第一百十条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定による優先出資の引受け等に係る業務、

三 第百七条第一項の規定による負担金の収納金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第一百十条の十二第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、

四 第百七十二条の二 第二項の規定にかかるままで、機構に対し、第二項の資金の貸付けをすることができる。

第五条 第二項の規定にかかるままで、機構の前項の議決を経た金額の範囲内において、機構の前項又は第二項の借入れに係る債務の保証をすることができる。(余裕金の運用)

第四十四条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

条、第一百八条及び第一百九条において同じ。)の収納並びに第一百十二条の二第一項の規定による資産の買取りに係る業務並びにこれらの業務に附帯する業務

第四十五条 機構は、主務大臣が監督する。(監督)

第四十六条 機構は、主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは第三十五条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限り報告及び検査する。

第四十七条 機構は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。(解散)

第四十八条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出资者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

二 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第三章 農水産業協同組合貯金保険

第四十九条 農水産業協同組合がその事業を行うときは、当該農水産業協同組合が貯金等に係る債務を負うことにより、各貯金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該貯金等の払戻しつき、機構と当該農水産業協同組合及び貯金者等との間に保険関係が成立するものとする。

		前項の保険関係においては、貯金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。
二		一 農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（以下「第一種保険事故」という。）
	二	二 農水産業協同組合の解散の決議に係る認可、破産手続開始の決定、解散の命令又は農業協同組合法第六十四条第五項から第七項（第一号を除く。）まで、水産業協同組合法第六十八条第五項（同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）、同法第九十一条第一項第六号若しくは同条第五項第二号若しくは第三号（これららの規定を同法第一百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する解散の事由の発生（以下「第二種保険事故」という。）
	三	（保険料の納付等）
四	四	第五十条 農水産業協同組合は、毎年、その年の六月三十日までに、機構に対し、主務省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。
	五	機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める農水産業協同組合の保険料を免除することができる。
	六	一 保険事故が発生したとき。当該保険事故に係る農水産業協同組合
	七	二 第六十六条第一項に規定する適格性の認定等が行われたとき。当該適格性の認定等に係る経営困難農水産業協同組合
	八	三 第八十三条第一項に規定する管理を命ずる処分があつたとき。当該管理を命ずる处分に係る被管理農水産業協同組合
	九	三 第八十三条第一項に規定する管理を命ずる機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、農水産業協同組合に對し、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。（一般貯金等に係る保険料の額）
第五十一条	一	貯金等（決済用貯金を除く。）の一部を返還しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
二	二	前項において同一の契約又は取引行に基づき第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること。
三	三	その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。
四	四	機構は、第一項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。（一般貯金等に係る保険料の額）
第五十二条	一	規定期間の決済用貯金をいう。次項において同じ。以外の貯金等に限るものとし、外貨貯金その他政令で定める貯金等を除く。以下「一般貯金等」という。）に係る保険料の額は、各農

		水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間の各日（日曜日を除く。）における一般貯金等の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て定めた率（以下「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。
	二	保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）に要する費用（決済用貯金に係るものと除く。）の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の農水産業協同組合に對し差別的取扱い（農水産業協同組合の經營の健全性に応じてするものを除く。）をしないよう定められなければならない。
三		機構は、第四十二条第一項又は第二項の規定による資金の借入れをした場合において、その借入金を速やかに返済することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。
四		機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。
五		機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。（決済用貯金に係る保険料の額）
六		市町村は、前項の規定による請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。（この場合においては、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
七		市町村が、第三項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、機構は、主務大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。（延滞金）
八		第五十三条 機構は、前条第一項の規定による督促をしたときは、保険料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日から保険料完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徵収する。
九		前項の場合において、保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料の額は、その納付があつた保険料の額を控除した額による。

		のは、「係るものに限る。」と読み替えるものとする。（督促及び滞納処分）
	二	第五十二条 機構は、保険料を滞納する農水産業協同組合がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促することができます。
	三	前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。
四		市町村は、前項の規定による請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。（この場合においては、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
五		市町村が、第三項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、機構は、主務大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。（延滞金）
六		第五十三条 機構は、前条第一項の規定による督促をしたときは、保険料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日から保険料完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徵収する。
七		前項の場合において、保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料の額は、その納付があつた保険料の額を控除した額による。

		が第五十八条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をすることを要件とする。
二		前項に規定する保険事故には、当該保険事故が発生した農水産業協同組合につき、その発生した後（同項ただし書の規定が適用される場合には、機構が同項ただし書の決定をした後）に当該保険事故に關連して他の保険事故が発生した場合における当該他の保険事故（以下「関連保険事故」という。）を含まないものとする。
三		機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて政令で定める金額の範囲内で政令で定めた場合における当該他の保険事故（以下「関連保険事故」という。）を含まないものとする。
四		機構は、第一項の規定による督促をした場合は、第一項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた農水産業協同組合が督促状で指定する期限までに滞納に係る保険料及びこれに係る次条第一項の延滞金を完納しないときは、当該農水産業協同組合の住所又は財産がある市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、その徴収を請求することができる。
五		市町村は、前項の規定による請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。（この場合においては、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
六		市町村が、第三項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、機構は、主務大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。
七		第五十四条 第五十二条第四項及び第五項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。（先取特權）
八		第五十五条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。ただし、第一種保険事故については、機構

に係る利息等の額を合算した額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 支払対象一般貯金等に係る債権のうちに担保の目的となつているものと担保権の目的となつてないものがあるときは、担保権の目的となつてないものに係る元本を先とする。

二 支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつてないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるもの）いわう。次号において同じ。の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつているものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつているものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

六 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

七 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、その超える金額を機関に払い戻さなければならない。

## （決済用貯金に係る保険金の額）

第五十六条の二 決済用貯金（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用貯金を除く。以下「支払対象決済用貯金」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象決済用貯金に係る債権（その者が第五十五条第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の仮払金（支払対象決済用貯金に係るものに限る。次項において同じ。）の支払又は第六十九条の三第一項（第一百十一条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の貸付けに係る支払対象決済用貯金の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）のうち元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）に相当する金額とする。

二 前条第三項の規定は、その有する支払対象決済用貯金に係る保険事故に係る貯金者が当該保険事故について第五十五条第三項の仮払金の支払を受けている場合又は第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象決済用貯金の払戻しを受けている場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項の規定にかかるわらず、これらの規定」とあるのは、「第五十六条の二第一項の規定にかかるわらず、当該規定」と読み替えるものとする。（確定拠出年金に係る貯金等の特例）

## 第五十六条の三 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金等が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（同法第八条第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第二条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）（以下「資産管理機関等」といいう。）である場合におけるその者の保険金の額に相当する金額とする。

二 当該資産管理機関等の支払対象貯金等（支払対象一般貯金等又は支払対象決済用貯金をいう。以下同じ。）に係る債権（当該支払対象貯金等を有する貯金者等が第五十五条第一

項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第三項の仮払金の支払又は第六十九条の三第一項（第一百十一条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る支払対象貯金等の払戻しにより現に有しないものととなつたものを含む。以下この条において同じ。）のうち確定拠出年金の積立金（確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等（同法第二条第七項第一号イに規定する支払対象貯金等をいう。以下この条において同じ。）の運用に係るものにつき、当該運用が発生した日（以下この項において「保険事故日」という。）において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象加入者等をいう。以下この条において同じ。）に相当する支払対象貯金等のうち当該加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金額の部分（次項において「個人別管理資産額相当支払対象貯金等債権」という。）を当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金額とされる金額の合計額。

三 第一項の場合における第二条第九項の規定の適用については、同項中「及び第五十六条の二第一項」とあるのは、「第五十六条の二第一項並びに第五十六条の三第一項及び第二項」とする。

四 第一項の場合における第二条第九項の規定の適用については、同項中「及び第五十六条の二第一項」とあるのは、「第五十六条の二第一項及び第二項」とする。（保険事故の通知）

## 第五十七条 農水産業協同組合は、当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機関に通知しなければならない。

二 機構は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る保険事故が第一種保険事故であるときは、直ちに、その旨を主務大臣（当該通知が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事）に通知しなければならない。

## 第五十八条 農水産業協同組合は、当該農水産業協同組合に係る保険事故が第一種保険事故であるときは、直ちに、その旨を機関に通知しなければならない。

三 主務大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合に、直ちに、その旨を機関に通知しなければならない。

一 その監督に係る農水産業協同組合につき、解散の決議に係る認可をし、又は解散の命令をしたとき。

二 その監督に係る農水産業協同組合から農業協同組合法第六十四条第五項後段若しくは第八項又は水産業協同組合法第六十八条第六項（同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十一条第六項（同法百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受けたとき。

三 その監督に係る農水産業協同組合連合会につき、農業協同組合法第六十四条第七項第二号又は水産業協同組合法第九十一条第五項第

<p>二号（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する処分をしたとき。</p> <p>四 裁判所書記官から第百八十八条の二第一項の規定による通知を受けたとき。</p> <p>四 機構は、第一項又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に通知しなければならない。（貯金等に係る債権の額の把握）</p> <p><b>第五十七条の二</b> 機構は、保険事故が発生したことを知ったときは、速やかに、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等がその発生した日において現に当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権の額を把握しなければならない。</p> <p>2 機構は、前項に規定する貯金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、農水産業協同組合に対し、その旨を明示して、貯金者等の氏名又は名称及び住所、貯金等に係る債権の内容その他主務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 前項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気データ（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。）により、遅滞なく、これを提出しなければならない。</p> <p>4 農水産業協同組合は、前項の規定による資料の提出に必要な貯金等に関するデータベース（貯金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。</p> <p><b>第五十八条</b> 機構は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。</p> <p>一 第一種保険事故に関する通知があつたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。その通知があつた日</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>第五十九条</b> 機構は、次に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。</p> <p>一 第一種保険事故に関する通知があつたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。その通知があつた日</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>第六十条</b> 機構は、第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたときは、当該請求に係る貯金者等に対して保険金計算規定により支払われるべき保険金の額に応じ、政令で定められたときは、直ちに、その決定に係る事項を主管大臣（当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならない。</p> <p>2 機構は、第一項又は前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主管大臣（当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならない。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>第六十一条</b> 機構は、第五十六条第一項に規定する貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつてあるときには、当該担保権に係る被保険金の支払を受ける旨の同項の規定による通知があつたとき。</p> <p>2 機構は、前項の規定により取得した支払対象貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつてあるものがあるときは、当該担保権に係る被保険金の支払又はその返戻しその他の保険事故に対する支払対象貯金等に係る債権を取得する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を図るため、電子情報処理組織の整備その他の主務省令で定める措置を講じなければならない。主務大臣は、前項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、農水産業協同組合に対し、その必要な限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ぜることができる。

#### 第四節 資金援助

##### (資金援助の申込み)

**第六十一条** 合併等を行う農水産業協同組合で経営困難農水産業協同組合でないもの（以下「救済農水産業協同組合」という。）は、機構が合併等を援助するため、次に掲げる措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

##### 一 金銭の贈与

##### 二 資金の貸付け又は預入れ

##### 三 資産の買取り

##### 四 債務の保証

##### 五 債務の引受け

##### 六 優先出資の引受け等

##### 2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをい

##### 一 経営困難農水産業協同組合と合併する農水産業

##### 二 経営困難農水産業協同組合と合併する農水産業協同組合との合併で合併により農水産業協同組合が設立されるもの

##### 三 信用事業譲渡等で経営困難農水産業協同組合がその信用事業を他の農水産業協同組合に譲渡するもの（信用事業の一部を譲渡するものにあつては、経営困難農水産業協同組合のうちに二以上の救済農水産業協同組合がある場合には、当該二以上の救済農水産業協同組合の連名で行わなければならぬ。）

4 第一項第三号に掲げる資産の買取りは、合併等（第二項に規定する合併等をい。以下同じ。）に係る経営困難農水産業協同組合の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該第一項第三号に掲げる資産の買取りは、合併等（第二項に規定する合併等をい。以下同じ。）に係る経営困難農水産業協同組合のうち二以上の救済農水産業協同組合がある場合には、当該二以上の救済農水産業協同組合の連名で行わなければならぬ。

##### 四 付保管金移転

3 第一項の規定による申込みは、前項第一号に掲げる合併を行ふ農水産業協同組合のうちに二以上の救済農水産業協同組合がある場合には、当該措置を講ずるよう命ぜられるべきである。

##### 第五節 資金援助

##### (資金援助の申込み)

**第六十二条** 合併等を行つた救済農水産業協同組合の資産の買取りが含まれている場合には、同項の規定による申込みは、当該合併等に係る

各号に定める資産について行うものとする。ただし、第一項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合併等に係る経営困難農水産業協同組合の資産が含まれている場合には、当該合併等に係る同項の規定による申込みは、当該合併等に係る救済農水産業協同組合が当該経営困難農水産業協同組合と連名で行うものとする。

##### 一 第二項第一号に掲げる合併

り存続する農水産業協同組合の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

##### 二 第二項第二号に掲げる合併

り設立される農水産業協同組合の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

##### 三 第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等

号の他の農水産業協同組合の資産で当該信用事業譲渡等により譲り受けたもの

##### 四 第二項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 五 第二項第一号に掲げる合併等（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 六 第二項第二号に掲げる合併

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 七 第二項第三号に掲げる合併等（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 八 第二項第七号に掲げる合併等（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 九 第二項第一号に掲げる合併等（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 十 第二項第二号に掲げる合併等（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 十一 第二項第三号に掲げる合併等（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 十二 第二項第七号に掲げる合併等（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 十三 第二項第一号に掲げる合併等（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 十四 第二項第二号に掲げる合併等（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 十五 第二項第三号に掲げる合併等（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

##### 十六 第二項第七号に掲げる合併等（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

置（経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を回復するために主務省令で定める要件に適合するもの）

つて主務省令で定める要件に適合するもの

行う主務省令で定める措置をいう。以下同じ。）

について資金の貸付けその他の援助を行う場合

助のうちに合併等に係る経営困難農水産業協同組合の資産の買取りが含まれている場合には、当該合併等に係る救済農水産業協同組合が当該経営困難農水産業協同組合と連名で行うものとする。

#### 第六十二条 指定支援法人（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第二百十

八号。以下「再編強化法」という。）第三十二

条第二項に規定する指定支援法人をいう。以下同じ。）が、再編強化法第三十三条に規定

する業務を行う場合において、当該指定支援法

人に、機構が当該業務に基づき行われる合併等

ができる。（）を行ふことを、機構に申し込

3 第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

- 水産業協同組合と農水産業協同組合連合会等との連名で行わなければならない。
- 第一項及び第二項の認定は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、行うことができる。
- 一、該合併等又は信用事業再建措置が行われることが、貯金者等その他の債権者の保護に資すること。
- 二、機構による資金援助が行われることが、当該合併等又は信用事業再建措置を行うために不可欠であること。
- 三、当該合併等又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合について、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、該経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。
- 四、機構による資金援助（第六十二条第一項の資金援助にあっては当該資金援助に係る同項に規定する援助、前条第一項の資金援助については当該資金援助に係る同項に規定する業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること）。
- 五、前条第五項から第八項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。
- 六、都道府県知事は、第一項のあつせんを行ったときは、主務大臣の承認を得なければならぬ。主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に對し第一項の認定を行うときは、当該都道府県知事に協議しなければならない。
- 七、都道府県知事は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る農水産業協同組合のうち、いづれが経営困難農水産業協同組合であるかを明らかにしなければならない。
- 八、都道府県知事又は主務大臣は、第一項又は第二項の認定を行つたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

4  
一、該合併等又は信用事業再建措置が行われることが、貯金者等その他の債権者の保護に資すること。

二、機構による資金援助が行われることが、当該合併等又は信用事業再建措置を行うために不可欠であること。

三、当該合併等又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合について、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、該経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

四、機構による資金援助（第六十二条第一項の資金援助にあっては当該資金援助に係る同項に規定する援助、前条第一項の資金援助については当該資金援助に係る同項に規定する業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること）。

五、前条第五項から第八項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

六、都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、主務大臣の承認を得なければならぬ。主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に對し第一項の認定を行うときは、当該都道府県知事に協議しなければならない。

七、都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、前項の準備行為の実施に關し、必要な協力を求めることができる。

八、都道府県知事又は主務大臣は、第一項又は第二項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みが優先出資の引受け等に係るものである

（合併等のあつせん）

- 第六十四条** 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同条第三項の申請が行われない場合においても、農水産業協同組合が経営困難農水産業協同組合に該当し、かつ、当該経営困難農水産業協同組合が同条第四項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該経営困難農水産業協同組合及び他の農水産業協同組合に対し、書面により、合併等（当該合併等が同項第一号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、機構による資金援助が同項第二号及び第四号に掲げる要件に該当するものに限る。）のあつせんを行うことができる。
- 2 前項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合は、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十一条第一項又は第六十一条の二第一項の規定による申込みを行うことができる。
- 3 農水産業協同組合連合会等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に対し合併等について資金の貸付けその他の援助を行つたものは、前条第一項の規定にかかるわらず、合連合会であるものに限る。について、合併等又は信用事業再建措置が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合において、当該経営困難農水産業協同組合の会員である農水産業協同組合に係る第一種保険事故が発生するおそれがあると認められるときは、当該第一種保険事故につき保険金の支払を行うときに要する見込まれる費用は、前項に規定する保険金の支払を行うときによると見込まれる費用とみなす。
- 4 指定支援法人は、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に對し合併等について再編強化法第三十三条に規定する業務を行つた場合には、前条第一項の規定にかかるわらず、第六十二条第一項の規定による申込みを行うことができる。
- 5 都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。
- 6 機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一項のあつせんを行つたときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。
- 8 都道府県知事又は主務大臣は、第一項又は第二項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みが優先出資の引受け等に係るものである

- （合併等のあつせん）
- 第六十五条 機構は、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みがあつたときは、當該申込みに係る救済農水産業協同組合に対する資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。
- 2 委員会は、前条第一項の規定により行う議決が優先出資の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先出資の引受け等が当該申込みに係る救済農水産業協同組合の自己資本の充実の状況に照らし当該合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先出資の引受け等を行う旨の決議をすることができる。
- 3 機構は、第六十一条第一項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行う旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。
- 4 機構は、前条第一項の決定に基づいて了優先出資の引受け等により取得した優先出資又は貸付債権の全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、当該優先出資又は貸付債権に係る救済農水産業協同組合に對し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況について報告を求め、これを公表することができる。（合併等又は信用事業再建措置の契約の報告等）
- 5 機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、第六十一条第一項、第六十二条の二第一項、第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合又は指定支援法人と当該農水産業協同組合若しくは当該指定支援法人又は合併により設立される農水産業協同組合に対する資金援助に関する契約を締結するものとする。
- 7 前項の契約に係る資金援助のうちに損害担保が含まれているときは、当該契約に係る農水産業協同組合は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約又は当該適格性の認定等に係る信用事業再建措置に係る援助（以下この項において「特定援助」という。）の契約を締結したときは、直ちに、その適格性の認定等を行つた都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該合併等又は特定援助の契約書（機構と第六十五条第六項の契約を締結した救済農水産業協同組合にあつては当該合併等の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面、機構と同項の契約を締結した農水産業協同組合連合会等にあつては当該特定援助の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。

- （合併等のあつせん）
- 第六十六条 第六十一条第一項若しくは第二項の認定又は第六十四条第一項のあつせん（以下「適格性の認定等」という。）を受けた農水産業協同組合は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約又は当該適格性の認定等に係る信用事業再建措置に係る援助（以下この項において「特定援助」という。）の契約を締結したときは、直ちに、その適格性の認定等を行つた都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該合併等又は特定援助の契約書（機構と第六十五条第六項の契約を締結した救済農水産業協同組合にあつては当該合併等の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務大臣に、その旨を報告し、か

つ、同項の契約書又は書面の写しを送付しなければならない。

(総会の決議等の報告等)

**第六十七条** 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、農業協同組合法、水産業協同組合法若しくは再編強化法の規定又は定款の定めに基づき当該適格性の認定等に係る合併等について必要とされる総会又は総代会の決議における必要な数の賛成を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合）にあつては、主務大臣（次項において同じ。）に、その旨を報告し、かつ、当該総会又は総代会の議事録その他政令で定める書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。）を作成され、当該総会又は総代会の決議に代わるものとし、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。

前項の適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、第九十四条第一項又は農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第八条第一項の規定により総会又は総代会の決議に代わる裁判所の許可を得て信用事業譲渡等を行おうとした場合において、当該許可を得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事にその旨を報告し、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。

前項の規定による報告を受けた農林中央金庫は、農林中央金庫に係る業務の継続の特例を受けたときは、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

（農林中央金庫に係る業務の継続の特例）

**第六十八条** 適格性の認定等を受けた農林中央金庫は、農林中央金庫法その他の農林中央金庫の業務に関する法令により行うことができる業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る合併等により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

（農林中央金庫に係る業務の継続の特例）

2 適格性の認定等を受けた農林中央金庫は、前項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とす

る計画を作成し、当該計画につき主務大臣の承認を受けたときは、合併等の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

（追加的資金援助）

**第六十九条** 機構は、資金援助に係る合併等の資金援助に係る合併等により設立された農水産業協同組合から追加の資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるとときは、当該申込みを行つた農水産業協同組合に対する追加の資金援助（第四項において「追加的資金援助」という。）を行うことができる。

前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、合併等（第六十一条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等のうち経営困難農水産業協同組合がその信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するもの又は付貯金移転に限る。以下この項及び第四項において同じ。）に係る経営困難農水産業協同組合の資産又は次の各号に掲げる合併若しくは信用事業譲渡等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。

都道府県知事は、前二項の規定による報告を受けたときは、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

（農林中央金庫に係る業務の継続の特例）

の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

（特定決済債務）

**第六十九条の二** 為替取引その他の農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引に係る農水産業協同組合が負担する債務（外国通貨で支払が行われるものを除き、農水産業協同組合その他の金融業を當む者で政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他主務省令で定めるものに限る。以下「決済債務」という。）であつて、かつ、支払対象決済用貯金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの（以下「特定決済債務」という。）については、これを支払対象決済用貯金に係る債務と、特定決済債務に係る債権者を貯金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用貯金に係る債権と、特定決済債務に係る債権者を貯金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用貯金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用貯金の払戻しとそれぞれみなして、この法律の規定（第六十条の二、この章及び第七十三条の規定並びに第百十一条の規定及び当該規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、第五十五条の二第一項中「次に掲げる要件のすべてに該当する貯金（外貨貯金その他の政令で定める貯金を除く。以下「決済用貯金」という。）に係る保険料」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十七条の二第四項中の「額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用貯金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」とあるのは「特定決済債務」とする。

（特定決済債務）

く。以下「支払対象決済用貯金」という。）に係る保険金」とあるのは「特定決済債務に係る保険金」と、「のうち元本の額」とあるのは「額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用貯金」とあるのは「特定決済債務」と、第六十条の三第一項中「支払対象貯金等」とあるのは「特定決済債務」とする。

（特定決済債務）

**第六十九条の三** 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済（第五十六条の二第二項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用貯金又は特定決済債務につき行うものに相当する金額の当該一般貯金等については、決済用貯金とみなす。）

（決済債務の弁済）

2 決済債務が一般貯金等の払戻しを行う場合に消滅するものであるときは、当該決済債務の額に相応する金額の当該一般貯金等については、決済用貯金とみなす。

（決済債務の貸付け）

**第六十九条の二** 為替取引その他の農水産業協同組合による管理を命ずる処分を受けた者（当該破産手続開始の決定を受ける前に係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。）

一 第八十三条第一項又は第二項の規定により管轄を命ずる処分を受けた農水産業協同組合の資産（当該合併前に經營困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

二 第六十二条第二項第一号に掲げる合併当該合併により存続する農水産業協同組合の資産（当該合併前に經營困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

三 破産法第九十一条第一項の規定による保管人による管理を命ずる処分を受けた經營困難農水産業協同組合

四 民事再生法（平成二十一年法律第二百二十五条）第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた經營困難農水産業協同組合

五 民事再生法（平成二十一年法律第二百二十五条）第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた經營困難農水産業協同組合

六 第六十五条第四項の規定は前項の規定による決定をしようとするときについて、同条第五項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第六項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それ

ぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る」とあるのは、「に係る」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは、当該農水産業協同組合に係る破産手続又は再生手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める決定より前にされたものとみなす。

4 第一項第二号に掲げる者 当該破産手続開始の決定

二 再生手続開始の決定を受けた経営困難農水産業協同組合 当該再生手続開始の決定

三 産業協同組合 第六十一条第二項の適用について、同項の資金援助を要すると見込まれる費用とみなす。

5 第一項第二号に掲げる者は、同項の貸付けに係るこの法律の規定の適用については、農水産業協同組合とみなす。

(決済債務に係る破産法等の特例)

**第六十九条の四 決済債務を負担する農水産業協同組合及び決済債権者(当該決済債務に係る債権を有し、かつ、当該農水産業協同組合に対し他の決済債務を負担する他の農水産業協同組合その他の金融機関(当該他の農水産業協同組合その他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得し、又は当該他の決済債務を引き受けた者を含む)をいう。以下この項において同じ)が相互に負担する決済債務を継続的に相殺することによりその全部又は一部を消滅させることを内容とする契約を当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生する前に締結している場合において、当該契約の対象となる決済債務が当該農水産業協同組合に係る支払不能等(支払不能(当該農水産業協同組合が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態があることをいう)、支払の停止又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立てをいう。以下この項において同じ)により生じたときであつて当該農水産業協同組合に係る前条第一項(第百十一条において準用する場合を含む)の規定による貸付けを行ふ旨の決定があつたときは、当該決済債権者は、破産法第七十一条及び第七十二条並びに民事再生法第九十三条及び第九十三条の二の規定にかかる**

わらず、その有する債権に係る当該農水産業協同組合が負担する次の各号に掲げる決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺することができる。

一 当該支払不能等より前に生じた決済債務 当該支払不能等から当該支払不能等に係る破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定(以下この号において「破産手続開始決定等」という)までの間に生じた当該農水産業協同組合に對して負担する決済債務(当該支払不能等より後に生じた当該農水産業協同組合に對して負担する決済債務を除く)又は当該破産手続開始決定等より後に生じた当該農水産業協同組合に對して負担する決済債務

二 当該支払不能等より後に生じた決済債務 当該農水産業協同組合に對して負担する決済債務

三 前項に規定する概算払額は、機構が貯金者等から買い取る貯金等債権の額から、保険事故が発生した日から当該買取りの日までの期間に對応する利息その他これに準ずるもので政令で定めるものの額を控除した額に、次条第一項の規定により機構が定める率(以下「概算払率」という)を乗じて計算した金額とする。

4 機構は、貯金者等が該買取りの買取期間内に同一の請求をしなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該買取期間経過後であつても、当該貯金者等の貯金等債権の買取りを行なうことができる。

**第二章 貯金等債権の買取り**

**第七十条 機構は、次の各号に掲げる場合には、委員会の議決を経て、当該決定に係る買取の概算払率を定めるものとし、当該決定について主務大臣の認可を受けなければならない。**

1 市民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百五十三条の規定は、決済債務に係る当該農水産業協同組合が締結している委任契約については、適用しない。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百五十三条の規定は、決済債務に係る当該農水産業協同組合が締結している委任契約については、適用しない。

**第四章 貯金等債権の買取り**

**第七十一条 機構は、前条第一項の決定においては、委員会の議決を経て、当該決定に係る買取の概算払率を定めるものとし、当該決定について主務大臣の認可を受けなければならない。**

1 委員会は、前項の概算払率に係る議決を行う場合に、前条第一項の決定に係る農水産業協同組合の財務の状況に照らし、当該農水産業協同組合について破産手続が行われたならば当該農水産業協同組合に係る貯金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配意しなければならない。

2 主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に對し第一項の認可を行うときは、当該都道府県知事に協議しなければならない。

3 次に、主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に對し第一項の認可を行なうときは、速やかに、委員会の議決を経て、貯金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払方法その他の政令で定める事項を定め、これを当該認可に係る概算払率とともに公告しなければならない。

**第五章 課税関係**

**第七十二条 機構は、前条第一項の認可を受けたときは、速やかに、委員会の議決を経て、貯金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払方法その他の政令で定める事項を定め、これを当該認可に係る概算払率とともに公告しなければならない。**

1 機構は、前項の規定による公告をした後に当該農水産業協同組合について破産法第百九十七条第一項(同法第二百九十三条において準用する場合を含む)の規定による公告、第百八条の二第二項の規定による通知その他の政令で定める事由があつたときは、政令で定めるところにより、その公告した買取期間を変更することができる。

2 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付てん金(所得税法第百七十四条第三号に掲げる給付てん金をいう)。

3 第二条第二項第三号に掲げる金銭 金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭（農林債（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子）

貯金者等が第七十条第二項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る貯金等債権につき支払を受けた金額（以下この項において「精算払の金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 精算払の金額と当該貯金等債権に係る概算払の金額との合計額（次号において「精算払の金額と概算払の金額との合計額」という。）が、当該貯金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該貯金等債権のうち

元本の払戻しの額

二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超える場合、当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日ににおける元本額から当該概算払の金額を控除した金額に相当する金額 当該貯金等債権のうち元本の払戻しの額

ロ 当該精算払の金額のうち、精算払の金額と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額を控除した金額に相当する金額

三 当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該貯金等債権に係る元本の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

三 当該貯金等債権に係る概算払の金額が当該貯金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該貯金等債権に係る貯金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 協定債権回収会社

### 第七十四条 機構は、債権回収会社と回収業務

（第七十七条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産の管理及び処分を行うことをいう。以下同じ。）に関する協定（以下「協定」）

（協定債権回収会社に係る業務）

（協定債権回収会社と回収業務）

たため、次の業務を行うことができる。

一 協定を締結した債権回収会社（以下「協定債権回収会社」という。）に対し、協定の定めによる損失の補填若しくは第七十九条第一項の規定による貸付けを行い、又は協定債権回収会社が行う資金の借入れに係る同項の規定による債務の保証を行うこと。

二 協定債権回収会社に対し、第七十八条の規定による損失の補填若しくは第七十九条第一項第二号又は前号の業務のために必要となる調査を行うこと。

三 次条第一項第二号の規定に基づき協定債権回収会社から納付される金銭の収納を行うこと。

四 協定債権回収会社による回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

五 第一号、第二号又は前号の業務のために必要な調査を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（協定）

第七十五条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定債権回収会社は、機構から第七十七条第一項の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買い取り、その買い取った資産に係る回収業務を行うこと。

二 協定債権回収会社は、毎事業年度、協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

三 協定債権回収会社は、第一号の規定による資産の買取りに関する契約又は第七十九条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借り入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

六 協定債権回収会社は、債権管理回収業に関する特別措置法第二十一条の規定により事業報告書を法務大臣に提出しようとするときは、併せて、これを機構に提出すること。

七 協定債権回収会社は、協定の定めによる回収業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

八 機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

九 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする債権回収会社が協定の定めによる回収業務を適切に行ひ得るものであると認めるとときでなければ、当該認可をしてはならない。

（出資）

第七十六条 機構は、第七十四条第一号の規定による出資を行おうとするときは、委員会の議決を経て出資する金額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

（資産の買取りの委託等）

第七十七条 機構は、次に掲げる場合には、協定債権回収会社に対し、機構に代わって資産の買取りを行うことを委託することができる。

一 第六十五条第一項（第六十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合

二 第百十二条の二第三項の規定により農林中央金庫の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

三 協定債権回収会社は、第一号の規定による資産の買取りに関する契約又は第七十九条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借り入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

六 機構が協定債権回収会社との間で前項の委託に関する契約を締結したときは、第六十五条第一項（第六十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定による回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあつせんを行うため必要があるときは、協定債権回収会社が協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあつせんに努めるものとする。

（報告の徴求）

第七十八条 機構は、第七十四条に規定する業務の大臣に報告しなければならない。

（報告の徴求）

第八十条 機構は、協定債権回収会社が協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあつせんに努めるものとする。

社に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

#### 第六章 管理人による管理

##### （業務及び財産の管理を命ずる処分）

都道府県知事（この項に規定する處分に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。次項、第四項（次条第二項において準用する場合を含む。）、第五項、同条第一項、第八十五条第二項から第四項まで、第八十七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十八条、第九十二条第一項及び第九十六条において同じ。）

は、官報により、これを公告しなければならない。

農水産業協同組合は、その財産をもつて債務を完済することができないときは、その旨及びその理由を、文書をもつて都道府県知事に申し出なければならない。

（管理を命ずる処分の取消し）

都道府県知事は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

（管理人の選任等）

前条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（管理人の選任等）

被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合法第六十三条の二及び水産業協同組合法第六十七条の一（同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第一百条第四項において準用する場合を含む。）において准用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百一十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第五十条第三項（同法第五十条の二第四項及び第五十条の四第四項において準用する場合を含む。）、水産業協同組合法第五十四条第三項（同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（同法第六十六条第三項において準用する場合を含む。）、第六条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、第五号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。）及び第百条第五項において準用する場合を含む。）

（管理人等となることができる法人）

に起因して経営が困難となつたものに限り、経営困難農水産業協同組合を除く。）は、経営困难農水産業協同組合とみなす。

（管理人等となることができる法人）



非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、適用しない。  
 代替許可に係る事件については、適用しない。  
 (代替許可に係る登記の特例)  
 第九十五条 前条第一項第一号、第二項又は第三項に定める事項に係る代替許可があつた場合には、当該代替許可の決定書の副本若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したもの添付しなければならない。

#### (管理の終了)

第九十六条 管理人は、管理を命ずる处分の日から一年以内に、被管理農水産業協同組合の信用事業の譲渡その他の措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内にその管理を終えることができない場合には、都道府県知事の承認を得て、一年ごとに二回までを限り、この期限を延長することができる。

#### (金融危機に対するための措置の必要性の認定)

第九十七条 主務大臣は、次の各号に掲げる農水産業協同組合について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該農水産業協同組合が業務を行つてゐる地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議(以下この章から第八章までにおいて「会議」という)の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定(以下この章において「認定」という)を行うことができる。

一 農水産業協同組合(次号に掲げる農水産業協同組合を除く)当該農水産業協同組合の自己資本の充実のために行う機構による優先出資の引受け等(以下この章において「第一号措置」という)。  
 二 経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない農水産業協同組合 当該農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用の額を超えると見込まれる額の資金援助(以下この章において「第二号措置」という)。

項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

主務大臣は、第一号措置に係る認定を行うときは、あらかじめ、当該都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。  
 条第一項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。  
 主務大臣は、認定を行つたときは、その旨及び当該認定が第一号措置に係るものであるときには前項の規定により定めた期限を当該認定に係る農水産業協同組合及び機構に通知するに、官報により、これを公告しなければならない。

主務大臣は、認定を行つたときは、その旨及び当該認定が第一号措置に係るものであるときは前項の規定により定めた期限を当該認定に係る農水産業協同組合及び機構に通知するに、官報により、これを公告しなければならない。

#### (第一号措置に係る認定の取消し)

第九十八条 主務大臣は、第一号措置に係る認定を行つた後、第一百条第三項の決定がされるまでの間に、当該認定に係る農水産業協同組合が前条第一項第二号に掲げる農水産業協同組合に該当することとなつたときは、会議の議を経て、当該認定を取り消すものとする。

#### (前条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。)

(自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等)

第九十九条 第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合は、次条第一項の申込みを行わないときは、主務大臣に対し、第九十七条第三項の規定により定められた期限内に、第一号措置以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。

主務大臣は、前項の規定により同項の農水産業協同組合から提出を受けた計画を適当と認めるとときは、会議の議を経て、当該農水産業協同組合に係る認定を取り消すものとする。

主務大臣は、第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合が第九十七条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

主務大臣は、第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合が第九十七条第三項の規定により定められた期限内に次条第一項の申込みを行わなかつた場合において、当該農水産業協同組合が当該期限内に第一項の計画を提出しなかつたときは、当該認定を取り消すものとする。

主務大臣は、第一項の規定により農水産業協同組合が提出した計画を適当と認めないとときは、当該認定を取り消すものとする。

主務大臣は、第一項の申込みに係る第一号措置を行わぬ旨の決定がされたときは、直ちに、当該申込みをした農水産業協同組合が受けた第一号措置に係る認定を取り消すものとする。

主務大臣は、第一項の規定により第一号措置に係る認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。  
 第九十七条第二項、第四項及び第五項の規定は、第四項又は第五項の規定による第一号措置に係る認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

#### (機構による優先出資の引受け等)

第一百条 機構は、前条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、優先出資の引受け等を行ふものとする。

機構は、前項の規定に基づき優先出資の引受け等を行つたときは、速やかに、その内容を主務大臣(都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合から優先出資の引受け等を行つた場合は、前項の規定による第二号措置に係る認定について準用する)に報告しなければならない。

(優先出資の引受け等の決定)

第九十七条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による第二号措置に係る認定について準用する。

前項の申込みを行つた農水産業協同組合と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行なうかどうかの決定を求めなければならない。

前項の申込みを行つた農水産業協同組合は、主務大臣に対し、経営の合理化のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営の健全化のための計画を提出しなければならない。

主務大臣は、前項の規定により同項の農水産業協同組合から提出を受けた計画を適当と認めると機構が第一項の申込みに係る取得優先出資を用いる。

主務大臣は、第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合が第九十七条第三項の規定により定められた期限内に次条第一項の申込みを行ななかつた場合において、当該農水産業協同組合の次に掲げる方策の実行が見込まれることと認められる場合でないこと。

口 経営責任の明確化のための方策  
 4 主務大臣は、前項の決定を行うときは、財務大臣の同意を得なければならない。  
 5 主務大臣は、第一項の決まりを通知する旨を当該農水産業協同組合及び機構に通知しなければならない。  
 6 主務大臣は、第一項の申込みに係る第一号措置を行わぬ旨の決定がされたときは、直ちに、当該申込みをした農水産業協同組合が受けた第一号措置に係る認定を取り消すものとする。  
 7 第九十七条第二項、第四項及び第五項の規定は、第四項又は第五項の規定による第一号措置に係る認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。  
 8 第一号措置に係る認定が取り消された場合において、当該取消しに係る農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあるときは、第九十七条第一項の規定にかかるわらず、会議の議を経て、当該農水産業協同組合に対し、第二号措置に係る認定を行うことができる。  
 9 第九十七条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による第二号措置に係る認定について準用する。

#### (機構による優先出資の発行の特例)

第一百一条(一) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第二項の規定の適用について  
 1 は、第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合が百条第三項の規定による決定に従い発行する優先出資はないものとみなす。  
 2 機構は、前項の規定に基づき優先出資の引受け等を行つたときは、速やかに、その内容を主務大臣(都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合から優先出資の引受け等を行つた場合は、前項の規定による第二号措置に係る認定について準用する)に報告しなければならない。

(機構による優先出資の公表等)

第一百一条(二) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第二項の規定の適用について  
 1 は、第一号措置に係る認定に従い優先出資を発行する場合にあつては、主務大臣及び当該都道府県知事に報告しなければならない。  
 2 前項の農水産業協同組合が百条第三項の規定による決定に従い優先出資を発行する場合にあつては、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の申込みに係る第一号措置を行なうべき旨の決定をするものとする。

主務大臣は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

主務大臣は、第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合が第九十七条第三項の規定により定められた期限内に次条第一項の申込みを行ななかつた場合において、当該農水産業協同組合の次に掲げる方策の実行が見込まれることと認められる場合でないこと。

#### (経営の合理化のための方策)

受けるまでの間、当該取得優先出資又は取得貸付債権に係る農水産業協同組合に対し、第二項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

**(取得優先出資又は取得貸付債権の処分)**

**第百三條** 機構は、取得優先出資又は取得貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

**2 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を主務大臣（当該処分に係る農水産業協同組合が都道府県知事の監督に係るものである場合にあつては、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならない。（管理を命ずる処分及び資金援助の特例）**

**第百四條** 主務大臣は、第九十七条第一項又は第九十九条第八項（第七項において準用する場合を含む。）の規定による第二号措置に係る認定が行われた場合には、第八十三条第一項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該認定に係る農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をするものとする。

**2 前項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該認定に係る農水産業協同組合を除く。）は、経営困難農水産業協同組合とみなす。**

**3 第一項の規定による管理を命ずる処分があつた場合における第三章第四節（第六十三条第六項及び第六十五条第五項を除く。）の規定の適用については、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合（主務大臣の監督に係るものと除外する。）は、主務大臣の監督に係る農水産業協同組合とみなす。**

**4 第六十五条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合を経営困難農水産業協同組合として行う合併等に係る資金援助について同一条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。この場合において、委員会は、当該資金援助が当該農水産業協同組合の財務の状況に照らし当該資金援助に係る合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該資金援助を行う旨の決議をすることができる。（危機対応勘定）**

**第百五條** 機構は、前条第四項の規定による決議に係る資金援助を行うときは、第四十条の第二項

二号に掲げる業務（以下「危機対応業務」という。）に係る勘定（以下「危機対応勘定」という。）から、当該資金援助に要すると見込まれる費用から当該資金援助に係る農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を控除した残額に相当する金額を、一般勘定に繰り入れるものとする。

**2 前項の規定による危機対応勘定から一般勘定への繰入は、危機対応業務とみなす。**

**第百六條** 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の収支につき、次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に報告しなければならない。

**一 前条第一項の規定により危機対応勘定から一般勘定に繰り入れた金額**

**二 取得優先出資若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資（第一百十条の十四第四項第一号に規定する取得特定優先出資をいう。次号において同じ。）若しくは取得特定貸付債権（同項第一号に規定する取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。）につきその取得額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額**

**三 取得優先出資若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資若しくは取得特定貸付債権にかかる金額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた利益の金額**

**四 収納した負担金の金額及び特定負担金の金額**

**五 その他政令で定める事項**

**2 主務大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告を受けた時（以下この項において「報告時」といって、以下の事由により生じた利益の金額を除く。）は、主務大臣の監督に係る農水産業協同組合とみなす。**

**4 第六十五条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合を経営困難農水産業協同組合として行う合併等に係る資金援助について同一条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。この場合において、委員会は、当該資金援助が当該農水産業協同組合の財務の状況に照らし当該資金援助に係る合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該資金援助を行う旨の決議をすることができる。（危機対応勘定）**

**第百七條** 機構は、前条第四項（次条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務（第一百十条の二第一項に規定する特定認定に係る農林中央金庫に係るもの）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年の六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

**2 前項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金（第一百十条の十七第一項及び第二項を除き、以下「負担金」という。）の額は、各農水産業協同組合につき、当該負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債（主務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を除き、以下この項において「負担金」といって、「負担金」という。）又は第一百十条の十七第一項の規定により農林中央金庫等（農林中央金庫又はその会員である農水産業協同組合を除く。）の属する事業年度以後の各事業年度において次条第一項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金（以下この項及び次項において「負担金」という。）又は第一百十条の十七第一項の規定により農林中央金庫等（農林中央金庫又はその会員である農水産業協同組合を除く。）の属する事業年度において、当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間を定めなければならぬ。ただし、当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間が定められていない。たゞし、当該報告時の属する事業年度における負担金又は特定負担金に過不足が生ずることが明らかとなつた場合には、その旨を主務大臣に報告しなければならない。**

**3 第五十条第二項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、負担金について準用する。（負担率等の変更）**

**第百八條** 機構は、その借入金の金利の変動、次条第一項の規定による政府の補助その他の事由（第一百六条第一項各号に掲げる事項に係るものと除外する。）により、負担金又は特定負担金に過不足が生ずることが明らかとなつた場合には、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

**（金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定）**

**第七章の二 金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置**

**（金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定）**

**第百九條** 政府は、負担金又は特定負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間を定めるものとする。

**3 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。（政府の補助）**

**（主務大臣は、前項の報告に係る負担金又は特定負担金の過不足を調整するために必要な限度で、第一百六条第二項の規定により定められた負担率及び納付期間を変更することができる。）**

**2 主務大臣は、前項の報告に係る負担金又は特定負担金の過不足を調整するために必要な限度で、第一百六条第二項の規定により定められた負担率及び納付期間を変更するため必要となる方法により当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間を定めるものとする。**

**3 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。（政府の補助）**

**（主務大臣は、前項の報告に係る負担金又は特定負担金の過不足を調整するために必要な限度で、第一百六条第二項の規定により定められた負担率及び納付期間を変更するため必要となる方法により当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間を定めるものとする。）**

**2 第四十二条第四項及び第五項並びに第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れをする場合について準用する。（借換えを含む）**

**3 第七十一条の二 金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置**

**（金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定）**

**第百十一条の二 主務大臣は、農林中央金庫について次条第一項に規定する特別監視及び農林中央**



務を弁済したときは、当該貸付け又は当該債務の保証に基づく求償権に係る農林中央金庫の財産について他の債権者に先立つて当該貸付けに係る債権の弁済を受ける権利又は当該求償権の行使により弁済を受ける権利を有する。前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等)

### 第一百十条の十三 特定認定に係る農林中央金庫

は、次条第一項の規定による申込みを行わないときは、主務大臣に対し、第百十条の二第二項の規定により定められた期限内に、特定措置に係る優先出資の引受け等以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。

主務大臣は、前項の規定により農林中央金庫から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、特定認定を取り消すことができる。

主務大臣は、農林中央金庫が第百十条の二第二項の規定により定められた期限内に次条第一項の規定による申込みを行わなかった場合において、農林中央金庫が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかつたときは、特定認定を取り消すことができる。

主務大臣は、前二項の規定により特定認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聽かなければならない。

第百十条の二第三項及び第四項の規定は、第二項から第四項までの規定による特定認定の取消しについて準用する。

(優先出資の引受け等の決定等)

### 第一百十条の十四 特定認定に係る農林中央金庫

は、機構が、農林中央金庫の自己資本の充実のために農林中央金庫の優先出資の引受け等を行うことを、機構に申し込むことができる。ただし、農林中央金庫が債務の支払を停止した場合は、この限りでない。

機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、主務大臣に対し、農林中央金庫と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行なうかどうかの決定を求めなければならない。

第一項の規定による申込みを行つた農林中央金庫は、主務大臣に対し、経営の合理化のため

の方策その他の政令で定める方策を定めた経営の健全化のための計画を提出しなければならない。

主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の規定による申込みに係る特定措置に係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が第一項の規定による申込みに係る取得特定優先出資（機構が特定措置に係る優先出資の引受け等により取得した優先出資をい

う。次条第二項及び第百十条の十六第一項において同じ。）又は取得特定貸付債権（機構が特定措置に係る優先出資の引受け等により取得した貸付債権をいう。次条第二項及び第一百十条の十六第一項において同じ。）の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

二 前項に規定する計画の確実な履行等を通じて、農林中央金庫の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策  
ロ 経営責任の明確化のための方策

第百十条の四項の規定は前項の決定を行うときについて、同条第五項の規定は第二項の決定を行つたときについて、同条第六項の規定は第一項の規定による申込みに係る優先出資の引受け等を行わない旨の決定がされたときについて、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第六項の規定による特定認定の取消しについて、第一項の規定は機構が前項の決定に従い優先出資の引受け等を行う場合について、第二条の二の規定は農林中央金庫が同項の決定に従い発行する優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、第百条第五項中「当該農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫」と、同条第六項中「第一号措置に係る認定」とあるのは「特定認定（第百十条の二第一項に規定する特定認定をいう。）」と、「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(優先出資の引受け等に係る計画の公表等)

### 第一百十条の十五 主務大臣は、前条第四項の決定

をしたときは、同条第三項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。ただし、金融システムの混乱を生じさせるおそれのある事項、農林中央金庫の債権者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び農林中央金庫等に係る保険金計算規定により計算した保険金の額に

密を害するおそれのある事項及び農林中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

主務大臣は、機構が取得特定優先出資又は取得特定貸付債権の全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、農林中央金庫に対し、前条第三項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

(取得特定優先出資又は取得特定貸付債権の処分)

第百十条の十六 機構は、取得特定優先出資又は取得特定貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

一 機構は、前項の処分を行つたときは、速やかに、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

(特定負担金の納付等)

第百十条の十七 農林中央金庫等は、第百六条第四項（第百八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務（特定認定に係る農林中央金庫に係るものに限る。）の実施に要した費用に充てるため、機構に

対し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年の六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

(資産の買取り)

第百十二条の二 機構は、第三章第四節の規定による場合のほか、特別監視指定に係る農林中央金庫が保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行ふ場合には、主務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、農林中央金庫から第二項の資産の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、農林中央金庫との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

(農水産業協同組合の総会等の招集手続の特例)

第百十三条 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合が行う信用事業譲渡等並びにその実施に

必要な定款及び規程の変更について決議をするものとする。

### 第八章 雜則

#### (貯金等の払戻しのための資金の貸付け)

第百十一条 第六十九条の三の規定は、同条第一項各号に掲げる者から支払対象貯金等の払戻し

ための当該農水産業協同組合の総会は、総組合員又は総会員の同意があるときは、農業協同組合法第四十三条の六、水産業協同組合法第四十七条の五（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、再編強化法第二十五条第二項及び第二十六条第四項において準用する再編強化法第七条並びに農林中央金庫法第四十六条の三の規定にかかるわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

前項の規定は、同項に規定する事項について決議をするための総代会について準用する。この場合において、同項中「総組合員又は総会員」とあるのは、「総代の全員」と、「農業協同組合法第四十三条の六、水産業協同組合法第四十七条の五（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「農業協同組合法第四十八条第七項において準用する同法第四十三条の六、水産業協同組合法第五十二条第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）」における同法第四十七条の五」と読み替えるものとする。

（信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例等）

**第二百四十四条** 第六十一条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、特定信用事業譲渡等（同号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転をいい、これらに伴う資産の譲渡を含む。以下この条において同じ。）に係る債務の引受け及び契約上の地位の移転は、当該特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受ける債務に係る債権者及び救済農水産業協同組合が譲り受けた契約上の地位に係る契約の相手方の承諾を得ないでこれをすることができる。

民法第四百六十六条第三項及び第四百六十六条の五第一項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示（同法第四百六十六条第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいふ。）がされた債権の譲渡については、適用しない。

農業協同組合法第五十条の二第四項において準用する同法第四十九条及び第五十条、水産業

協同組合法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条及び第五十四条（同法第五十四条、再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十二条並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十条の二第六項の規定は、第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等については、適用しない。）

前項の規定は、同項に規定する事項について決議をするための総代会について準用する。この場合において、同項中「総組合員又は総会員」とあるのは、「総代の全員」と、「農業協同組合法第四十三条の六、水産業協同組合法第四十七条の五（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「農業協同組合法第四十八条第七項において準用する同法第四十三条の六、水産業協同組合法第五十二条第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）」における同法第四十七条の五」と読み替えるものとする。

（信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例等）

前項の期間は、一月を下つてはならない。

第四項の規定にかかるわらず、経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合が同項の規定による公告を、官報のほか、定款に定めた各号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、一時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。次条第四項において同じ。）

第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受ける債権者に係る債権者保護手続の特例

（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。次条第四項において同じ。）

第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が譲り受けた契約上の地位に係る契約の相手方の承諾を得ないでこれをすることができる。

民法第四百六十六条第三項及び第四百六十六条の五第一項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示（同法第四百六十六条第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいふ。）がされた債権の譲渡については、適用しない。

農業協同組合法第五十条の二第四項において準用する同法第四十九条及び第五十条、水産業







二年法律第九十四号) 第一条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法附則第六条の第三項のあつせん(以下「特定合併のあつせん」といふ)を受けた経営困難農水産業協同組合を全部の当事者とする合併により農水産業協同組合が設立されるものをいう。(以下同じ。)を援助するため資金援助を行うことを、機構に申し込みができる。

前項の規定による申込みは、同項の特定合併を行ふ経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

第六十条第六項、第六十五条及び第六十五条の二の規定は、第一項の規定による申込みについて準用する。

(都道府県知事の承認)

第六条の六 農水産業協同組合連合会等が、第六十二条第一項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めにより特定合併について資金の貸付けその他の援助を行う場合において、当該農水産業協同組合連合会等は、特定合併のあつせんが行われた日から一年以内に、機構が当該援助について資金援助(第六十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

第六十二条第三項及び第六十五条の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

二 定合併の契約を締結したときは、直ちに、そのあつせんを行った都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該特定合併の契約書(機構と附則第六条の五第三項において準用する第六十五条第六項の規定による報告に依る)を提出しなければならない。

三 第六十六条第二項の規定は、前項の報告について準用する。

二 第六十七条の規定は、特定合併のあつせんを受けた農水産業協同組合について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「当該適格性の認定等による合併又は附則第六条の五第一項に規定する特定合併」と、「当該合併又は特定合併」とする。この場合において、第六十七条第一項中「当該合併のあつせんに係る特定合併」と読み替えるものとする。

(法律の適用)

第六条の九 第六十五条の規定の適用については、同条中「第七章及び第八章」とあるのは、「第七章、第八章並びに附則第六条の四に規定する機構の資金援助が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第五十五条の規定の適用については、同条中「第七章及び第八章」とあるのは、「第七章、第八章並びに附則第六条の五第三項及び第六十五条第六項において準用する第六十五条第六項の二第二項において準用する第六十五条第六項第一号中「除く。」とあるのは、「除く。」及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

二 第四十条の二第一号の規定の適用については、同号中「除く。」とあるのは、「除く。」及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

三 第四十二条の規定の適用については、同条第一項中「業務」とあるのは、「業務及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

四 第五十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「規定する適格性の認定等」とあるのは「規定する適格性の認定等又は附則第六条の七第一項の承認」と、「当該適格性の認定等」とあるのは「当該承認」とする。

五 第五十八条第一項第三号及び第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「一部の当事者」とあるのは「全部又は一部の当事者」と、「第六十七条第一項」とあるのは「第六十七条第一項(附則第六条の九において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」とする。

六 第五十八条第一項第四号及び第三項第四号の規定の適用については、これらの規定中

七 第六十九条第二項の規定の適用については、「一部の当事者」とあるのは「全部又は一部の当事者」と、「第六十七条第一項」とあるのは「第六十七条第一項(附則第六条の九において読み替えて準用する場合を含む。)」とする。

八 第百二十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「第百十二条第二項」とあるのは「当該合併又は特定合併」と、「当該合併」とあるのは「当該合併又は特定合併」とする。この場合において、第六十二条第一項中「第百十二条第二項」とあるのは「第百十二条第二項並びに附則第六条の五第三項及び第六十五条第六項」と、同条第二項中「第六十五条第四項」とあるのは「第六十五条第四項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)」とする。

九 第百三十三条の規定の適用については、同条第一号中「第六十五条第四項」とあるのは「第六十五条第四項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)」と、「同条第一項」とあるのは「第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

(資金援助の特例)

第七条 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、第六十一条第一項若しくは第六十二条第一項又は附則第六条の五第一項若しくは第六条第一項の規定による申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資金援助を要すると見込まれる費用が、当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金支払(第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項の規定を適用して計算した保険金の額に基づいてするものをいう。)を行うときに要すると見込まれる費用を超えると認めるときは、当該申込みに係る第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の委員会の議決を経る前に、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

二 前項の承認の申請は、同項の特定合併を行う経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

三 第六十三条第六項及び第八項の規定は、第一項の承認を行ふ場合について準用する。

(特定合併の契約の報告等)

第六条の八 特定合併のあつせんを受けた経営困難農水産業協同組合は、当該あつせんに係る特

2 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた資金援助の申込みに係る合併等若しくは特定合併又は信用事業再建措置が行われなければ信用秩序の維持に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために当該合併等若しくは特定合併又は信用事業再建措置を行ふ必要がある旨の認定を行い、その旨を機構に通知しなければならない。

3 第六十三条第六項の規定は、前項の認定を行ふ場合について準用する。

4 主務大臣は、第二項の認定を行ふ場合において、必要があると認めるときは、農林中央金庫又は日本銀行に対し、意見を求めることができる。

5 第六十五条第一項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定は、第二項の認定を受けた合併等若しくは特定合併又は信用事業再建措置に係る資金援助(以下「特別資金援助」という。)について第六十五条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。この場合において、委員会は、特別資金援助が合併等若しくは特定合併又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合の財務の状況に照らし当該合併等若しくは特定合併又は信用事業再建措置が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるとときは、当該特別資金援助を行う旨の決議をすることができる。

6 第六十五条第四項(附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定は、特別資金援助について第六十五条第一項の規定による決定をしようとする場合には、適用しない。

7 第百四十四条の規定は、第一項の規定による報告があつた場合における当該報告に係る資金援助については、適用しない。

(貯金等債権の買取りの特例)

第八条 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、第七十条第一項の規定により貯金等債権の買取りを行うことを決定しようとするときは、あらかじめその旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた貯金等債権の買取りに係る概算払率が第七十七条第二項の規定に基づき定められたならば信用秩序の維持に

大きな支障が生ずるおそれがあると認めると  
は、信用秩序の維持のために必要と認められる  
概算払率（以下「特別払戻率」という。）を定  
め、これを機構に通知しなければならない。  
第七十一条第三項及び前条第四項の規定は、  
前項の特別払戻率を定める場合について準用す  
る。

4 機構は、概算払率を特別払戻率とする貯金等  
債権の買取り（以下「貯金等債権の特別買取  
り」という。）に係る第七十条第一項の規定に  
よる決定をしたときは、第七十一条第一項の規  
定による認可を受けることを要しない。  
(区分経理)

**第九条** 機構は、次に掲げる業務に係る経理につ  
いては、その他の経理と区分し、特別の勘定  
(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しな  
ければならない。

1 第三十四条第三号に掲げる業務及び附則第  
六条の四に規定する資金援助のうち、特別資  
金援助

2 第三十四条第四号に掲げる業務のうち、貯  
金等債権の特別買取り

3 次条第一項に規定する特別保険料の収納

4 前三号に掲げる業務に附帯する業務

水産業協同組合の保険事故につき保険金の支  
払

(第五十六条第一項から第三項まで並びに第五  
十六条の二第一項及び第二項の規定を適用して  
計算した保険金の額に基づいてするものとい  
う。)を行うときに要すると見込まれる費用に  
相当する金額を、特別勘定に繰り入れるものと  
する。

3 第一項の規定により特別勘定が設けられない  
場合には、第三十四条第一号中「保険料の收  
納」とあるのは「保険料の収納及び附則第十  
条の規定による特別保険料の収納」と、第四十条  
の二第一号中「次号」とあるのは「次号及び附  
則第九条第一項各号」と、第五十一条第二項中  
「要する費用」とあるのは「要する費用(附則  
第九条第一項各号に掲げる業務に要する費用  
(同条第二項の規定により一般勘定から特別勘  
定へ繰り入れられるものを除く。)を除く。)」と  
、同条第三項中「資金の借入れ」とあるのは  
「資金の借入れ(附則第九条第一項に規定する  
特別勘定において経理されるものを除く。)」と  
する。

**第十一条 農水産業協同組合は、平成八年から平成  
十三年までの間、第五十条第一項に規定する保  
険料のほか、前条第一項各号に掲げる業務の実  
施に要する費用に充てるため、機構に対し、特  
別保険料を納付しなければならない。**

**第十二条 第五十四条第一項中「機構が委員会の議決を経て定  
められた率(以下「保険料率」という。)」とあるの  
は、「附則第十条第三項に規定する特別保険料  
率」と読み替えるものとする。**

**第十三条 農水産業協同組合の財務の状況を勘案し、政令で  
定めるものとする。この場合において、政令で  
定める特別保険料率は、特定の農水産業協同組  
合に対し差別的なものであつてはならない。**

**第十四条 機構は、平成十四年度末において、特別勘定を廃止するものとし、その廃止の際特別  
勘定に属する資産及び負債については、政令で定  
めるところにより、一般勘定に帰属させるもの  
とする。**

**第十五条 機構は、平成四年六月二十六日法律第八  
七号抄(施行期日)によること。**

**第十六条 第五十九条第一項本文の規定にかかるわ  
ららず、附則第二条第二項、附則第六条の五第三  
項において準用する第六十一条第六項、附則第  
六条の六第二項において準用する第六十二条第  
三項、附則第六条の七第三項において準用する  
第六十三条第六項及び第八項、附則第六条の八  
第一項、同条第二項において準用する第六十六  
条第二項並びに附則第六条の九において読み替  
えて準用する第六十七条に規定する主務大臣  
は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。**

**第十七条 第五十九条第一項又は第八条第一項の  
規定による報告をしなかつた機構の役員又は職  
員は、五十万円以下の罰金に処する。**

**第十八条 第五十九条第一項の規定による申込みがあつた資金援助であつ  
て、施行日において当該申込みに係る第六十五  
条第一項の委員会の議決を経ていないものにつ  
いては、新法附則第七条の規定を適用する。**

**第十九条 農水産業協同組合連合会(以下「特定漁業協同組合連合会」とい  
う。)とみなして、新法の規定を適用するた  
だし、施行日において現に新法第四十  
九条第二項に規定する保険事故が発生してい  
る漁業協同組合連合会その他これに準ずるものと  
して政令で定める漁業協同組合連合会について  
は、この限りでない。**

**第二十条 農水産業協同組合は、平成八年から平成  
十三年までの間、第五十条第一項に規定する保  
険料のほか、前条第一項各号に掲げる業務の実  
施に要する費用に充てるため、機構に対し、特  
別保険料を納付しなければならない。**

**第二十一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附 則 (昭和六一年六月一〇日法律第八  
〇号)**

**第一条 この法律は、公布の日から起算して三年  
を超えて施行する。**

**第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。**

**第三条 新法第四十条第三項の規定は、平成七年四  
月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書  
類から適用する。**

**第四条 特定漁業協同組合連合会(附則第二条の  
規定により特定漁業協同組合連合会とみなされ  
る漁業協同組合連合会を含む。)は、新法第五十  
一条第一項の規定にかかわらず、施行日後一月  
以内に、施行日の属する年において納付すべき  
保険料を納付しなければならない。**

**第五条 前項の保険料の額については、新法第五十一  
条第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあ  
るのと、改正する法律(平成八年法律第九十七号)  
の施行の日と、「計算した金額」とあるのは「計  
算した金額を十二で除し、これにその施行の日  
の属する月以後同日の属する年の十二月までの  
月数を乗じて得た金額」とする。**

**第六条 新法第五十六条及び第六十条の規定は、  
施行日以後に発生する保険事故に係る保険金に  
ついて適用し、施行日前に発生した保険事故に  
係る保険金については、なお従前の例による。**

**第七条 施行日前に改正前の農水産業協同組合貯  
金保険法第六十一条第一項又は第六十二条第一  
項の規定による申込みがあつた資金援助であつ  
て、施行日において当該申込みに係る第六十五  
条第一項の委員会の議決を経ていないものにつ  
いては、新法附則第七条の規定を適用する。**

**第八条 農水産業協同組合(附則第二条の規定に  
より特定漁業協同組合連合会とみなされる漁業  
協同組合連合会を含む。)は、新法附則第十  
条第二項において準用する新法第五十条第一項の  
規定にかかわらず、施行日後一月以内に、施行  
日の属する年において納付すべき特別保険料を  
納付しなければならない。**

前項の特別保険料の額については、新法附則第十条第二項において準用する新法第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法」一部を改正する法律（平成八年法律第九十七号）の施行の日と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額を十二で除し、これにその施行日の月属する月以後同日の属する年の十二月までの月数を乗じて得た金額」とする。

**第九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 则** **（平成九年六月一八日法律第八九号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十年四月一日から施行する。（大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置）

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、証券投資信託法、農業信用保証法、農業協同組合法、船主相互保険組合法、証券投資信託法、小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小企業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、自動車損害賠償保障法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券による投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業者の規制等に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、商品投資に係る投資顧問業の規制等に関する法律、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第一百一十号）の施行の日から施行する。）

**附 则** **（平成九年一二月一二日法律第一二号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 则** **（平成一〇年五月二七日法律第七一号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 则** **（平成一〇年六月一五日法律第一〇七号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

この法律の施行に際し現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の國の機関に対し免許、許可認め、承認、指定その他の行為とみなす。）、内閣総理大臣その他の相當の國の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

**第二節** **（平成九年六月一八日法律第八九号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、金融監督庁設置法（平成九年法律第一百一号）の施行の日から施行する。（大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置）

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、証券投資信託法、農業信用保証法、農業協同組合法、船主相互保険組合法、証券投資信託法、小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小企業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、自動車損害賠償保障法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、商品投資に係る投資顧問業の規制等に関する法律、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第一百一十号）の施行の日から施行する。）

**附 则** **（平成九年一二月一二日法律第一二号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第一百一十号）の施行の日から施行する。（政令への委任）

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののは、政令で定める。（附則に関する経過措置）

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののは、政令で定める。（附則に関する経過措置）

**第三節** **（平成九年一二月一二日法律第一三一号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 则** **（平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

**第二節** **（平成一〇年一〇月一六日法律第一三二号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

**第三節** **（平成一〇年一〇月一六日法律第一三三号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 则** **（平成一〇年一〇月一六日法律第一三三号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

**第三節** **（平成一〇年一〇月一六日法律第一三四号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

**第三節** **（平成一〇年一〇月一六日法律第一三五号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

してされている申請、届出その他の行為は、新法附則第百八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十二条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に第二十五条の規定並びに附則第四十条、第二百八十七条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第二百八十九条から第二百九十三条までの規定 平成十年七月一日）に該当する。

**第三節** **（平成一〇年一〇月一六日法律第一三六号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 则** **（平成一〇年一〇月一六日法律第一三七号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中「証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に定める）

係る部分に限る。）並びに同法第二百八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十二条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に第二十五条の規定並びに附則第四十条、第二百八十七条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第二百八十九条から第二百九十三条までの規定 平成十年七月一日）に該当する。

担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相當の國の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされなければならない事項についてその手続がされなければならないものとのみならずして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

その他の国の機関に對し報告、届出、提出その他の手續をして報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされなければならないものとのみならずして、新担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の國の機関がした免許、許可、認可、承認、指定期他の处分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、証券投資信託法、農業信用保証法、金融機関の合併及び転換に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証法、金融機関の合併及び転換に関する法律、地方税法、証券投資信託法、証券投資法、証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行組合連合会の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相當規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相當の國の機関がした免許、許可認め、承認、指定その他の行為とみなす。

この法律の施行に際し現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の國の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

る不正行為を助長する行為等の防止を図るために、麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に関する法律、特定目的会社による特定会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律、銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の相当の規定により内閣総理大臣その他の国機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券の規制等に関する法律、金融融物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために、麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会

との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に関する合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当の規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国機関の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

**第三条** この法律の施行前に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第五条** 第二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。（施行期日）

**附 則** 平成一一年七月一六日法律第八号抄

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十五条の次に五条（節名並びに二款及び款名を加える改正規定）

二 第一百六十三条（罰則に関する経過措置）

三 第一百六十四条（この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにする。

**第二百五十二条** 並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定）

**（施行期日）**

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた事務として処理するものとする。

**第二百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十六条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

**第二百六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

**第二百六十二条** 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（民法等の一部改正に伴う経過措置）

**第二十五条** この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項

があつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に

係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項

があつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第一項** 一及び二（略）

**第二項** 三農水産業協同組合貯金保険法第五十九条第三項及び第六十八条の三第二項

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二十六条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二年五月三一日法律第九四号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法(以下「新法」という。)第四十九条第二項に規定する保険事故が発生している農水産業協同組合(新法第二条第一項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者(同項第四号に掲げる者を除く。)に限る。以下この条において同じ。)その他これに準ずるものとして政令で定める農水産業協同組合については、新法の規定は、適用しない。

2 前項に規定する農水産業協同組合のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定をした日から、新法の規定を適用する。

**第三条** 新法第四十条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

**第四条** 新法第五十六条及び新法附則第六条の二の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した第一条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法(以下「旧法」という。)第四十九条第二項に規定する保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

**第五条** 新法第三章第四節の規定は、施行日以後に新法第六十五条第一項の資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助について適用し、施行日前に旧法第六十五条

第一項の資金援助を行う旨の決定をした場合における当該決定に係る資金援助については、なお従前の例による。

**第六条** 新法第四章の規定及び新法附則第八条の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る新法第七十条第一項に規定する貯金等債権については、なお従前の例による。

**第七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農水産業協同組合貯金保険法の一一部改正に伴う経過措置)

**第二十四条の三** 前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第五十六条の二の規定は、平成十三年四月一日以後に発生する同法第四十九条第一項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、同日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二年五月三一日法律第九五号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一一部改正に伴う経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした前条の規定によつて違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一三年六月二九日法律第八八号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

**第二十六条** 前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第五十六条の二の規定は、平成十三年六月二九日法律第八八号の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一三年一月二八日法律第十九号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一三年一月二八日法律第十九号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 農水産業協同組合(この法律による改正後の農水産業協同組合貯金保険法(以下「新貯金保険法」という。)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)が、新貯金保険法第五十条の規定により平成十五年六月三十日までに納付する次の各号に掲げる保険料の額は、新貯金保険法第五十一条第一項及び第五十二条の二第一項の規定(以下「保険料計算規定期」という。)にかかわらず、各農水産業協同組合につき、当該各号に定める金額とする。

1 一般貯金等(新貯金保険法第五十一条第一項に規定する一般貯金等をいい、新貯金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用貯金とみなされるもの及び新貯金保険法附則第六条の三の二の規定により決済用貯金とみなされる特定貯金に該当するものを除く。次条第一号において同じ。)に係る保険料 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間の各日(日曜日その他の政令で定められた日を除く。以下同じ。)におけるその他の貯

第一項 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第八十四条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一四年六月一九日法律第七五号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

1 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一四年二月一八日法律第十七号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一四年二月一九日法律第七五号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

1 この法律は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二十一条第五項の規定は同法附則第一条ただし書に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一四年二月一九日法律第七五号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。





(農水産業協同組合貯金保険法の一  
部改正に伴う経過措置)

**第四十三条** 存続中央会については、第四条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法第八十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(自主的な取組の促進及び検討)

**第五十一条** 政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役職員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進(新農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいいう。次項において同じ。)についての農業の担当手をはじめとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況(次項において「改革の実施状況」という。)、農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、准組合員(新農協法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員をいう。以下この項において同じ。)の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過するまでの間、正組合員(新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同条第二項第一号の規定による会員をいう。)及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。(罰則に関する経過措置)

**第一百五十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五  
号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年一月一四日法律第一  
九五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二八  
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二八  
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月四日法律第五五  
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月四日法律第五五  
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八  
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八  
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三  
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三  
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十四条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十三条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定、第四十七条中鉄道抵当法第四十四条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第一条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月二二日法律第三〇  
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年五月二二日法律第三〇  
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。